


所管部課	企画財政部 企画課	部長	並木 俊則		
件名	東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 について			区分	
			1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	総務部文書課			
<p>1. 要旨</p> <p>個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が一部改正された。</p> <p>このことにより、番号法第19条第9号が第10号に繰り下がったことに伴い、東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容 第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成29年5月30日</p> <p>(3) 影響及び効果 条例の一部改正により、番号法の一部改正の内容と整合を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年9月9日 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）公布。 施行日は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（番号法の公布の日（平成25年5月31日）から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日）。</p> <p>平成28年12月28日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成28年政令第405号）により、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行期日は、平成29年5月30日となった。</p> <p>平成29年1月 文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 平成29年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。